

# 石川県公報

平成 26 年 12 月 24 日

第 1 2 7 6 0 号 (水曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		目 次	
○民生委員の定数の廃止	(厚生政策課)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) 6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同) 6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	2	○都市計画の変更に係る図書の縦覧公告 (都市計画課) 7
○土砂災害特別警戒区域の解除	(同)	3	<b>選挙管理委員会</b>
<b>公 告</b>			○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 7
○政府調達に関する協定の係る入札公告	(管財課)	3	<b>正 誤</b>
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	5	○平成26. 12. 16第12758号中 7
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	5	
○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	6	

## 告 示

### 石川県告示第582号

民生委員の定数（昭和46年石川県告示第601号）は、平成26年12月23日限り廃止した。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県告示第583号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇谷川	加賀市宇谷町	次の図のとおり	土石流
平谷	加賀市山中温泉栢野町	〃	〃
栢野町	加賀市栢野町	〃	急傾斜地の崩壊
神社川	小松市花立町	〃	土石流
須納谷川	〃	〃	〃
袖ヶ地川	〃	〃	〃
滝の尻川	小松市丸山町	〃	〃
丸山（西）	〃	〃	〃
水上川	〃	〃	〃
リョウト谷	小松市小山田町	〃	〃
オクサ谷	〃	〃	〃
ヨウスケ谷	〃	〃	〃
スガミ谷	〃	〃	〃

ちちくら谷	小松市松岡町	〃	〃
花立町谷	小松市新保町	〃	〃
東山宮谷	小松市東山町	〃	〃
下山中川	〃	〃	〃
上山中川	小松市木場町	〃	〃
寺の谷	小松市那谷町	〃	〃
長尾	〃	〃	〃
念仏谷	〃	〃	〃
暮谷	〃	〃	〃
鳥羽谷	小松市菩提町	〃	〃
一ノ谷1号	小松市尾小屋町	〃	〃
五百峠谷	〃	〃	〃
布橋(北)	小松市布橋町	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第584号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
宇谷川	加賀市宇谷町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
平谷	加賀市山中温泉栢野町	〃	〃	〃
栢野町	加賀市栢野町	〃	急傾斜地の崩壊	〃
神社川	小松市花立町	〃	土石流	〃
須納谷川	〃	〃	〃	〃
袖ヶ地川	〃	〃	〃	〃
滝の尻川	小松市丸山町	〃	〃	〃
丸山(西)	〃	〃	〃	〃
水上川	〃	〃	〃	〃
リョウト谷	小松市小山田町	〃	〃	〃
オクサ谷	〃	〃	〃	〃
ヨウスケ谷	〃	〃	〃	〃
スガミ谷	〃	〃	〃	〃
ちちくら谷	小松市松岡町	〃	〃	〃
花立町谷	小松市新保町	〃	〃	〃
東山宮谷	小松市東山町	〃	〃	〃
上山中川	小松市木場町	〃	〃	〃
寺の谷	小松市那谷町	〃	〃	〃
念仏谷	〃	〃	〃	〃
暮谷	〃	〃	〃	〃
鳥羽谷	小松市菩提町	〃	〃	〃
一ノ谷1号	小松市尾小屋町	〃	〃	〃

五百峠谷	〃	〃	〃	〃
布橋（北）	小松市布橋町	〃	〃	〃

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
宮谷	小松市瀬領町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 調達内容

#### (1) 調達役務の名称及び数量

- ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
- イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
- ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式

#### (2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

#### (3) 履行期限

平成28年3月31日

#### (4) 履行場所

金沢市鞍月1丁目地内

#### (5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成26年度に石川県において締結が見込まれる特定役務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成26年石川県告示第141号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」



という。)の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること。

- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できるものであること。
- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)の清掃業務を平成24年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

### 3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成27年1月19日(月)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課庁舎管理グループ  
電話番号 076-225-1263
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明会  
実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成27年1月27日(火)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。
- (4) 入札書の受領期限  
平成27年2月4日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所  
1(1)ア 平成27年2月4日(水)午後2時  
1(1)イ 平成27年2月4日(水)午後2時30分  
1(1)ウ 平成27年2月4日(水)午後3時  
石川県庁行政庁舎603会議室

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札参加者資格審査  
この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、すでに競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、4(1)の場所で随時受け付けている。
- (4) 無効の入札書  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services required

① Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1) 1 set

② Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2) 1 set

③ Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters) 1 set

(2) Deadline

31 March 2016

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

(4) Time limit of tender

Noon 4 February 2015

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

TEL 076-225-1263

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年12月2日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 能力開発

3 代表者の氏名

米本 裕子

4 主たる事務所の所在地

金沢市中村町28番30号

5 定款に記載された目的

この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
若 狭 稔	県内全域	鳳珠郡穴水町字川島夕の8番地 公立穴水総合病院

渡 邊 真	〃	〃
河 合 康 幸	〃	〃
岡 田 圭一郎	〃	〃
松 浦 寿 一	〃	〃
中 山 佳 苗	〃	〃

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川七ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	酒 井 俊 男	能美郡川北町字田子島甲9番地	平成26年12月4日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年12月25日から平成27年1月30日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
郷用水第3地区	県 営 用 排 水 施 設 整 備 事 業	県営土地改良事業計画書の写し	白山市役所 野々市市役所

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成26年12月25日から平成27年1月30日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
富来中央地区	県営農業用施設石綿対策特別事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	志賀町役場

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、志賀町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
志賀都市計画道路 （3・4・4号中央通り線、3・4・5号高浜神代線、3・4・6号公園 通り線、3・5・4号高浜東部団地線、3・5・7号福野川尻橋線、3・ 5・8号長沢線）	石川県土木部都市計画課及び志賀町 まち整備課

**選 挙 管 理 委 員 会**

## 石川県選挙管理委員会告示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成26年12月24日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

2,073人

**正 誤**

平成26年12月16日発行の石川県公報第12758号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	印刷物等への広告掲載に係る入札公告	6階 603会議室	8階 812会議室
4		6階 603会議室	8階 812会議室
6		6階 603会議室	8階 812会議室



